様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）

鳴門市長

住　　所

氏　　名

電話番号

なると結婚新生活スタート支援補助金交付申請書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 氏名 | 生年月日 | 年齢 |
| 申請者 |  |  |  |
| 配偶者又はパートナー |  |  |  |
| 希望する補助上限 | * ６０万円
* ３０万円
* １５万円
 | 婚姻年月日又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓日 | 年　　月　　日 |

　なると結婚新生活スタート支援補助金の交付を受けたいので、なると結婚新生活スタート支援補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、審査に当たり、市が住民基本台帳の登録及び市税等の納付状況について、必要に応じて調査することに同意します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象経費 | 住宅費用 | 内訳 | 敷金（Ａ） | 円 |
| 礼金（Ｂ） | 円 |
| 仲介手数料（Ｃ） | 円 |
| 共益費（Ｄ） | 　　円 |
| 家賃（Ｅ） | 円 |
| 小計（Ｆ） | 円 |
| 引越費用（Ｇ） | 円 |
| リフォーム費用（Ｈ） | 円 |
| 対象経費合計（Ｆ＋Ｇ＋Ｈ） | 円 |
| 交付申請額※１，０００円未満切捨て | 円 |

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）

鳴門市長

住　　所

名　　称

代表者　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

住宅手当支給証明書

次の者の住宅手当支給状況を証明します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 住宅手当支給状況 | 家賃 | * 支給していない
 |
| * 支給している

支給開始月：　　　　　年　　　月　　　日住宅手当月額：　　　　　　　　　　　　　円（手当額内訳）賃貸料：　　　　　　　　　　円　　　　　　　共益費：　　　　　　　　　　円 |
| 初期費用 | * 支給していない
 |
| * 支給している

敷金：　　　　　　　　　　円礼金：　　　　　　　　　　円仲介手数料：　　　　　　　　　　円その他：　　　　　　　　　　円 |

注意事項

※住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に支給する手当等の金額です。

※家賃について、手当の月額で記入してください。

※法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）

鳴門市長

住　　所

名　　称

代表者　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

住宅手当支給証明書

次の者の住宅手当支給状況を証明します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 住宅手当支給状況 | 家賃 | * 支給していない
 |
| * 支給している

支給開始月：　　　　　年　　　月　　　日住宅手当月額：　　　　　　　　　　　　　円（手当額内訳）賃貸料：　　　　　　　　　　円　　　　　　　共益費：　　　　　　　　　　円 |
| 初期費用 | * 支給していない
 |
| * 支給している

敷金：　　　　　　　　　　円礼金：　　　　　　　　　　円仲介手数料：　　　　　　　　　　円その他：　　　　　　　　　　円 |

注意事項

※住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に支給する手当等の金額です。

※家賃について、手当の月額で記入してください。

※法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第３号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）

鳴門市長

住　　所

氏　　名

電話番号

誓約書

なると結婚新生活スタート支援補助金を申請するにあたり、下記のとおり誓約します。

１　次に掲げる誓約事項を全て満たしています。

|  |
| --- |
| 誓約事項 |
| ・自己及び世帯構成員全員は、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による保護を受けていません。・自己及び世帯構成員全員は、市税を滞納していません。・自己及び世帯構成員全員は、鳴門市暴力団排除条例（令和２年鳴門市条例１号）に規定する暴力団員又は暴力団員等ではありません。・自己及びその配偶者（又はパートナー）は、当該補助金と重複する他の公的給付を受けていません（なると結婚新生活スタート支援補助金交付要綱第３条第２項の規定により前年度に引き続き交付を受けようとする場合、前年度における当該補助金の受給の事実については本誓約事項の対象に含みません）。・自己及びその配偶者（又はパートナー）は、過去にこの補助金を受けていません。 |

２　私は、なると結婚新生活スタート支援補助金交付要綱第１０条第１項の各号のいずれかに該当することとなったときは、同要綱第１１条の規定による補助金の返還命令に従い、既に交付を受けた補助金を返還します。